

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年10月3日

月 曜 日

号 外

目 次

選挙管理委員会告示

○魚津市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第71号

魚津市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について

平成28年4月17日執行の魚津市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月3日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

裁 決 書

富山県魚津市吉島 394番地15

審査申立人 松 倉 勇

富山県高岡市本丸町9番10号

審査申立人代理人弁護士 高 森 浩

富山県魚津市諏訪町6番8号

参加人 濱 住 博 之

富山県富山市西田地方町一丁目3番8号

参加人代理人弁護士 林 衛

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成28年6月27日付けであった、

同年4月17日執行の魚津市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、富山県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出につき、魚津市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が平成28年6月9日付けで行った棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）は、これを取り消す。

本件選挙における当選人濱住博之（以下「本件当選人」という。）の当選は、これを無効とする。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、平成28年5月2日付けで市委員会に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が棄却する旨の原決定をしたので、申立人は、この決定を不服として、原決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする裁決を求める、というものである。その理由を要約すると、次のとおりである。

1 平成28年1月5日から同31日の期間について、富山県魚津市諏訪町6番8号（以下「現住所地」という。）及び富山県滑川市中野島1938番地25（以下「前住所地」という。）のそれぞれで宿泊した回数からは、現住所地が本件当選人の生活の中心になっているとは認められない。

また、宿泊回数を手帳に記載していたという本件当選人の主張は作為的で不自然である。

2 本件当選人の現住所地及び前住所地における、電気、水道及びガスの使用状況についての事実は、本件当選人が平成28年2月においても現住所地において居住をしていないことを顕著に示している。

3 本件当選人が現住所地の8畳の和室に取り付けたLED照明だけを使用して生活していたという主張は不自然である。

4 本件当選人は現住所地において石油ストーブを使用していたと主張しているが、燃料の購入先及び購入量が明らかにされておらず、信用することができない。

5 本件当選人は現住所地において使用する雑用水について、近隣の湧水をポリタンクに汲み、現住所地に運び入れて使用していたと主張しているが、日常生活に

において水道水を使用できないということは不自由であり、湧水を汲んでいたという主張は不自然である。

- 6 本件当選人は勤務先でトイレを済ませていたと主張しているが、生活の本拠としている現住所地のトイレを一切使用しないということは不自然である。
- 7 本件当選人は平成28年1月3日に現住所地に荷物を搬入し、同5日に現住所地及び前住所地の町内会長に転入及び転出の挨拶をしたと主張しているが、それらの行為が事実であったとしても、生活実態の移動が伴わない可能性は十分あり得る。
- 8 本件当選人は、選挙のための資金の必要性を考慮して、家計を節約していたと主張しているが、その一方で、現住所地において自炊をせずに外食し、また、銭湯を使用していたとも主張しており、節約にならないのではないかとの疑問が残る。
- 9 各事実によれば、本件当選人が現住所地を「生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心」とするようになったのは、平成28年2月末頃以降になってからである可能性がかなり高いものである。

よって、本件当選人が同年4月17日までの間、引き続き3箇月以上、魚津市の区域に住所を有していたとは認められない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め受理し、市委員会から弁明書及び関係書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、利害関係人である本件当選人を参加人として審理に参加させ、意見書を徴するとともに、参加人の現住所地の現地確認を行い、併せて参加人及び参加人の代理人に質問を実施するなど、慎重に審理を行った。

その結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定した事実等

- (1) 本件当選人及び市委員会が提出した証拠書類等並びに当委員会が職権で収集した証拠書類及び当委員会が行った現住所地の現地確認から以下の事実が認められる。

ア 本件当選人は平成28年1月4日に前住所地から現住所地に転出する旨を滑

川市長に届け出た。

イ 本件当選人は、平成28年1月5日に前住所地から現住所地に転入した旨を魚津市長に届け出た。

ウ 本件当選人に関する現住所地及び前住所地における電気の使用状況は次のとおりである。

(ア) 現住所地における電気の使用状況

平成28年6月6日までは本件当選人の兄である濱住尚喜（以下「本件当選人の兄」という。）が契約者及び支払者となっており、同7日に契約者及び支払者を本件当選人に変更している。

使用状況は次の表のとおりであった。

月別	電気料金	使用量	検針日
平成27年12月	302円	0kWh	12月3日
平成28年1月	302円	0kWh	1月6日
平成28年2月	302円	0kWh	2月4日
平成28年3月	1,120円	25kWh	3月4日
平成28年4月	4,213円	181kWh	4月5日
平成28年5月	5,598円	236kWh	5月9日
平成28年6月	2,314円	86kWh	6月7日

(イ) 前住所地における電気の使用状況

契約者は本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりであった。

月別	電気料金	使用量	検針日
平成27年12月	17,488円	1,383kWh	12月25日
平成28年1月	17,152円	1,041kWh	1月28日
平成28年2月	16,962円	1,326kWh	2月26日
平成28年3月	12,839円	1,033kWh	3月29日
平成28年4月	5,238円	261kWh	4月27日
平成28年5月	5,242円	234kWh	5月27日
平成28年6月	5,621円	238kWh	6月28日

エ 本件当選人に関する現住所地及び前住所地における上水道の使用状況は次

のとおりである。

(7) 現住所地における上水道の使用状況

現住所地における給水装置は、平成23年2月3日から使用が停止されていたが、平成28年2月25日に本件当選人の兄から給水装置使用開始について魚津市長に届出があり、同26日から使用が開始された。

その後、同29日に本件当選人を使用者とする届出が魚津市長にあった。使用状況は次の表のとおりであった。

月別	使用量	検針日
平成28年2月26日から平成28年4月2日	11m ³	4月2日
平成28年4月3日から平成28年6月2日	24m ³	6月2日

(4) 前住所地における上水道の使用状況

契約者は本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりであった。

月別	使用量	検針日
平成27年12月	18m ³	12月10日
平成28年1月	18m ³	1月11日
平成28年2月	15m ³	2月10日
平成28年3月	12m ³	3月11日
平成28年4月	7m ³	4月11日
平成28年5月	8m ³	5月10日
平成28年6月	11m ³	6月11日

オ 本件当選人に関する現住所地及び前住所地におけるガスの使用状況は次のとおりである。

(7) 現住所地におけるガスの使用状況

平成28年2月29日にガス供給業者が現住所地の配管の手直しを行い、プロパンガスのボンベを設置した。

契約者は本件当選人であり、使用状況は次の表のとおりであった。

月別	使用量
平成28年3月から4月	11.1m ³
平成28年5月	7.6m ³

平成28年6月	2.9 ^m ₃
平成28年7月	1.6 ^m ₃

(4) 前住所地におけるガスの使用状況

前住所地は電化住宅のためガスを使用していない。

カ 本件当選人の妻である濱住陽子（以下「本件当選人の妻」という。）は、平成28年3月18日に前住所地から現住所地に転入した旨を、同23日に魚津市長に届け出た。

キ 本件当選人は、平成27年1月から平成28年4月までの間、魚津漁業協同組合に勤務していた。

ク 本件当選人は、平成28年1月5日に勤務先である魚津漁業協同組合に対し住所変更を理由とした通勤手当支給変更申請を行い、平成28年1月分の手当から通勤手当が支給されなくなった。

ケ 本件当選人は主要な取引口座として、富山県信用漁業協同組合連合会魚津支店に本件当選人名義の口座を保有し、平成28年1月から同年7月までの間、主に同支店のATMから現金の出金を行っていた。

コ 本件当選人は平成28年1月に10日間、同年2月に7日間、同年3月に2日間、出張している。そのうち県外出張は、同年1月に7日間、同年2月に4日間、同年3月は1日間であった。

サ 現住所地において寝室としていた8畳の和室には40形及び20形の丸形蛍光灯を取り付けることができる照明器具が設置されており、その照明の40形の蛍光灯を取り付ける場所にLED照明が取り付けられていた。

シ 現住所地のトイレはTOTO製のタンク式水洗トイレで、タンクの品番は「S710B」であり、便座ヒーターやウォシュレット機能は付いていなかった。タンクの蓋は取り外すことができ、製品カタログによれば、1回の洗浄水量は13リットルである。

ス 現住所地の付近の電柱には街路灯が設置されていた。

セ 現住所地から50メートル程の距離に湧水があった。

(2) 市委員会の弁明の内容は以下のとおりである。

申立人は、本件当選人が、現住所地を「生活にもっとも関係の深い一般の生活、全生活の中心」とするようになったのは平成28年2月末頃以降になってからである可能性が高く、また、本件当選人の主張等は不合理で、たやすく信用できない旨を主張しているが、市委員会は決定書において認定した事実等及び本件当選人の主張を踏まえて慎重に審理を行い、決定書のとおり判断したものである。

(3) 申立人の反論の内容は以下のとおりである。

ア 慎重に審理をしたからと言って、その結論である事実認定が必ずしも正しいとは限らない。

イ 市委員会は、本件当選人の主張について「論理的には可能である」とか「論理的にはあり得る」と判断しているが、ただそれだけで当該事実が存在するものと決めつけることはできない。

(4) 本件当選人が当委員会又は市委員会に提出した意見書及び当委員会が職権で実施した本件当選人への質問における本件当選人の主張は以下のとおりである。

ア 現住所地への居住の経緯について

(7) 本件当選人は、平成27年末頃、本件選挙に立候補することを決意し、その準備に入った。

(4) 本件当選人は、地方議会の議員の被選挙権に関する公職選挙法第10条及び同法第9条の規定を知り、勤務先の顧問弁護士からの助言も得て、被選挙権を得るためには住民票の異動だけではなく、生活の実態の移転が必要であることを熟知していたため、自らの生家である現住所地に転入することとした。

(7) 現住所地を転入先とした理由は、生家であり、生活基盤がほとんど整っているため新たに多くの出費をせずに十分に生活を始めることができること及び勤務先に近く、通勤に便利であったことによる。

(エ) 生家の土地建物については相続登記がなされておらず、登記上の所有者は亡くなった実母であるが、管理は本件当選人の兄が行っていた。

(オ) 本件当選人は、生家の土地建物を管理していた本件当選人の兄に対して、平成28年1月から生家の土地建物を使用することを平成27年12月25日に伝

え、現住所地において生活を始める具体的な準備に入った。

- (カ) 生家の土地建物は、今後本件当選人が生活の拠点として使用することとなるので、将来的には本件当選人の名義に変更することで本件当選人の兄と話し合いを進めることとなっていた。
- (キ) 本件当選人は、平成27年12月26日に勤務先の組合長に本件選挙に立候補する予定であることを伝えた。
- (ク) 本件当選人は、現住所地への居住の開始にあたっては、当面本人だけが移転することとし、本件当選人の妻は準備が整い次第、移転することとした。これは本件当選人の妻が、前住所地の隣に居住する共働きの娘夫婦の子ども2人の面倒をみる必要があり、また自らが飼育する2匹の犬を急に現住所地に連れてくるのが困難であったからである。
- (ケ) 本件当選人は、早朝から勤務していることから、これまでも朝食は外食で済ませており、また、本件当選人の妻は、本件当選人と同じ勤務先でパートタイマーとして稼働していることから、勤務先にて本件当選人の妻から洗濯済みの衣類や昼食の弁当を受取っていた。夕食については、コンビニエンスストアで購入したもので済ませるほか、外食チェーン店「すき家」を利用したり、本件当選人の妻の差し入れを食べたりしていた。

イ 現住所地及び前住所地における宿泊回数について

- (ア) 平成28年1月5日から同年4月17日までの間の本件当選人の現住所地及び前住所地における宿泊回数は、本件当選人の手帳及び本件当選人の記憶から算出したところによると、平成28年1月5日から同31日までの27日間について、13日間を現住所地で、8日間を前住所地で宿泊し、残りの6日間は外泊し、同年2月1日から同29日までの29日間においては、23日間を現住所地で、3日間を前住所地で宿泊し、残りの3日間は外泊し、同年3月1日から同年4月17日については、全て現住所地で宿泊していた。
- (イ) 本件当選人の手帳とは業務日誌兼行動予定表であり、通常は机上に置いてあり、本件当選人の行動予定を他の職員が把握する際に利用している。
- (ウ) 平成28年1月及び2月については、出張等で市外での宿泊が必要であったことや、土曜日などの休日には前住所地に宿泊することがあったため、

このような宿泊回数となった。

ウ 勤務先が現住所地付近であることについて

- (ア) 本件当選人の勤務先と前住所地との間の距離は 8 キロメートル程度であるが、現住所地との間の距離は 300メートル程度であり、本件当選人にとっては現住所地での居住は都合がよかった。
- (イ) 本件当選人の勤務時間は午前 6 時から午後 7 時までであるが、タイムカードの押印前後に施設の見回り等の作業を行っているため、タイムカードにより把握される時間より勤務時間は長い。
- (ウ) 本件当選人は、午前 4 時 30 分頃には起床し、午前 5 時には出勤し、午後 7 時頃に勤務が終了すると夕食を外食で済ませ、銭湯での入浴後、午後 9 時頃就寝するという生活を送っており、職場での拘束時間が長いことから、現住所地を住所とすることに十分な合理性・利便性がある。

エ 電気の利用状況について

- (ア) 現住所地における電気の利用契約は、以前から本件当選人の兄の名義でなされており、本件当選人が実費分を本件当選人の兄に支払っている。
- (イ) 本件当選人は、現住所地への移転当初は、現住所地を専ら宿泊のための場所として利用し、炊事等も行わず、また、暖房として石油ストーブを使用していたため、照明以外に電力消費がなかったこと及び平成 28 年 1 月及び 2 月については特に職務上外泊が多かったこと等の事情から、これらの月の電気使用量は非常に少ないものであった。
- (ウ) 本件当選人は、現住所地への移転当初は現住所地を日常的な宿泊場所として位置付けていたため、寝室としていた 8 畳の和室において必要となる LED 照明だけを使用していた。
- (エ) 現住所地の付近の電柱には街路灯が設置されており、玄関やトイレにその光が差し込んでいたため、照明を使用しなくても不自由はなかった。
- (オ) 本件当選人は、本件当選人の兄から、照明器具の消費電力を抑えて、使用時間を短くすれば、電力会社からの請求金額が基本料金内に収まると助言を受けていたこと及び費用は高いが長く使えば省エネになることから LED 照明を使用していた。

(カ) 購入したLED照明の消費電力は20Wなので、仮に現住所地に30日間宿泊したとしても、1日につき1.5時間の使用であれば電気使用量は900Whとなる。

本件当選人が平成28年1月6日から同年2月3日までの間に現住所地で宿泊したのは15日間であるため、電気使用量は450Whとなり、電力会社からの請求金額も基本料金内となる。

(キ) 本件当選人は、勤務実態からして在宅時間が一般生活者と比して極端に短く、就寝間際と出勤間際だけに限って照明を使用するなど、選挙のための資金の必要性を考慮して水道光熱費の節約を図っていた。また、二重生活で生活費が嵩むことへの配慮のため、極力電気を使用せずに生活していた。

(ク) その後、現住所地は本件当選人の後援会事務所を兼ね、また、本件当選人の妻も現住所地に移転したことにより、電気使用量は増加している。

オ 水道の利用状況について

(ア) 水道の開栓日は平成28年2月26日である。

(イ) 本件当選人は、現住所地への移転当初は、現住所地を専ら宿泊のための場所として使用していた。

(ウ) 現住所地には風呂及びシャワーのための設備は無いため、本件当選人は専ら現住所地付近の銭湯を利用していた。また、2回程、勤務先のシャワー設備を利用した。

(エ) 本件当選人は、本件当選人の妻が現住所地に移転してくるまでの間、自炊を行うことはほとんどなかった。

(オ) 本件当選人は、基本的に勤務先でトイレを済ませており、現住所地のトイレを使用することはほとんどなかった。

(カ) 現住所地付近には誰でも使用できる湧水があることから、本件当選人は、汲み置き用のポリタンクを8個用意し、当該ポリタンクに湧水を汲み、緊急時のトイレ使用及び手洗いに使用していた。

本件当選人は自動車通勤していたことから、勤務先から帰宅する際にポリタンクに湧水を汲んでくるが多かった。

- (キ) 本件当選人が現住所地の水洗トイレを使用する場合は、ポリタンクに汲んだ湧水を水洗トイレのタンクに注ぎ、タンクのレバーを引いて排泄物を流し、場合によっては、ポリタンクから直接便器に湧水を注いで排泄物を流すこともあった。
- (ク) 本件当選人は、コンビニエンスストア等で購入するミネラルウォーターを飲料水として使用していた。
- (ケ) 洗顔キットは常時勤務先に置いてあり、洗顔、歯磨き及び髭剃りは出勤した際に勤務先で行っていた。
- (コ) (イ)から(ク)の理由により、本件当選人は、移転に合わせて上水道の開栓を行う必要性が乏しく、また、開栓により生じる下水道料金を節約するために、上水道の開栓を遅らせたものである。
- (カ) 本件当選人が現住所地に移転したことにより、前住所地における上下水道利用料金は減少している。

前住所地での上下水道利用料は次の表のとおりである。

月別	利用料金
平成27年12月（12月12日から1月11日まで）	4,801円
平成28年1月（1月12日から2月10日まで）	3,892円
平成28年2月（2月11日から3月11日まで）	3,034円

カ ガスの利用状況について

- (ア) 現住所地には風呂及びシャワーのための設備は無く、また、本件当選人は自炊を行っていなかったことから、本件当選人の移転当初からガスを使用する必要性が無かった。
- (イ) 本件当選人は、現住所地が本件当選人の後援会事務所を兼ねた段階でガスの利用契約を締結した。
- (ウ) 前住所地は電化住宅のため、ガスは使用していなかった。

キ 転入後、かなりの期間をおいてガス・水道等の利用を開始した理由について

本件当選人は、現住所地において自炊は行わないこと、銭湯を使用すること、近所の湧水を利用することができることから、今後の選挙のための資金

の必要性や現住所地及び前住所地の二重生活によって生活費が嵩むことへの配慮から、できるだけ水道光熱費を節約しようと考え、必要性が生じるまでの間はガス及び水道の契約を締結しなかった。

ク 暖房器具について

(ア) 本件当選人は現住所地の暖房器具として、石油ストーブ 1 台を寝室としていた 8 畳の和室で使用していた。勤務先から帰宅後に 1 ないし 2 時間程度使用し、部屋を暖めてから石油ストーブを消して就寝していた。

現住所地の 1 階部分は、玄関、台所、トイレ、物置及び廊下を除くと、8 畳と 10 畳の 2 部屋あるが、寒さ対策もあってそれぞれの部屋を障子戸等で仕切っていた。

本件当選人の移転当初は、現住所地を 1 人で寝起きするために使用していたので、8 畳の和室だけを使用していた。

(イ) 燃料については、勤務先で販売されている灯油を購入し、前住所地の車庫に置いてあるドラム缶に給油されたものを、本件当選人の妻がポリタンクに移し、現住所地まで運んでいた。

灯油の購入状況は次の表のとおりである。

給油日	給油量
平成27年 1 月 19 日	280 リットル
平成27年 2 月 21 日	187 リットル
平成27年 4 月 20 日	100 リットル
平成27年 9 月 25 日	82 リットル
平成27年 10 月 27 日	186 リットル
平成28年 1 月 9 日	200 リットル
平成28年 2 月 27 日	327 リットル

ケ 近隣住民が本件当選人の居住を目撃していること

(ア) 平成 28 年 1 月 5 日以降、本件当選人が現住所地に居住していることは、現住所地の近隣住民が目撃している。

(イ) 本件当選人は、現住所地への移転後、直ちに町内会に挨拶を行い、町内会費を支払い、直ちにごみボックス清掃月当番を割り当てられている。

(ウ) 本件当選人は、前住所地の町内会に対して、平成28年1月5日をもって現住所地に移転する旨の挨拶を行っている。

コ 銭湯の日常的利用

現住所地には風呂及びシャワーのための設備が無いことから、本件当選人は日常的に銭湯を利用しており、当該銭湯の従業員も本件当選人がしばしば来店したことを記憶している。

サ 郵便物の配達について

本件当選人は現住所地に移転する際に郵便局に住所変更の届出をしていなかったが、前住所地に届いた郵便物は本件当選人の妻がほぼ毎日、本件当選人に届けていた。

2 当委員会の判断

公職選挙法における住所とは、各人の生活の本拠（民法第22条）をもって、その者の住所と考えるものとされており、「選挙に関しては住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべき」（最高裁判所昭和23年12月18日判決・民集2巻14号472頁）であって、「私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（最高裁判所昭和35年3月22日判決・民集14巻4号551頁）とされている。そして、住所の認定にあたっては、「その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」（前記最高裁判所昭和35年3月22日判決）べきであるが、他方、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（最高裁判所平成9年8月25日判決・集民184号1頁）とされている。

なお、本件選挙の執行日は平成28年4月17日であるから、本件選挙の被選挙権を有するためには、それ以前に引き続き3箇月（同年1月17日以前から同年4月17日の期間）、魚津市の区域内に住所を有しなければならないところ、本件当選

人は同年1月5日から現住所地での生活実態が存在したことは明らかである旨主張している。

こうした観点から、当委員会が申立人の主張について審理した結果は次のとおりである。

(1) 電気・水道・ガスの利用状況等について

一般的に人が生活の本拠といえる場所で生活を営もうとするためには、人が日常的、恒常的に生活を営む上で必要最低限の行為を自立的に行うことができるよう、電気、水道及びガスといった生活基盤を整備し、これらの生活基盤を利用することが当然のことと考えられる。

これらの生活基盤を整備せず又は利用することなくして生活を営んでいたことを認定するためには、利用しなくても生活を営むことができた特別な事情と、それを証明する客観的な証拠が必要となる。

そこで、本件当選人の生活状況について、以下検討する。

ア 電気について

現住所地における電気については、本件当選人の兄の名義で電気の利用契約がなされており、現住所地において平成28年1月以前から電気を使用できる状況にあったが、平成28年1月（12月4日から1月6日まで）及び同年2月（1月7日から2月4日まで）の電気使用量は、いずれも0kWhであり、同年3月（2月5日から3月4日まで）の電気使用量は25kWh、同年4月（3月5日から4月5日まで）の電気使用量は181kWhであった。

電気事業連合会の資料によると、1世帯あたり1箇月の平均電気使用量は平成25年において271.2kWhであり、これを現住所地における電気使用量と照らし合わせると、平成28年1月5日から同年3月4日までの期間の電気使用量は極端に少ない。

電力を供給する電力会社の説明によれば、電気使用量は、検針日に検針員が電力量計の指針が示す目盛りを読み取り、前回の検針日の数値との差し引きにより算定される。電力量計の目盛りは小数点以下第1位まで表示されており、読み取りの際には、小数点以下第1位を四捨五入するため、電気を使用していたとしても、その使用量が極めて少なく、四捨五入後の数値が前回の

検針時の数値と同じ数値となる場合は、電気を使用していたとしても電気使用量が0kWhとなり、電力会社からの請求金額も基本料金内となる。つまり本件当選人は平成28年1月5日から同年2月4日までの期間について、最大でも1kWh未満の電気使用量により生活を営んでいたことになる。

この点について、本件当選人の主張によれば、平成28年2月の電気料金の計算期間である同年1月7日から検針日の同年2月4日までの間に現住所地で15泊しているが、現住所地では8畳の和室に取り付けた消費電力が20WのLED照明以外の電化製品は使用しておらず、そのLED照明の1日につき1.5時間の使用であれば、電気使用量は450Whとなり、電力会社からの請求金額も基本料金内になる。

また、1日当たりの照明の使用時間が短いことについては、勤務実態からして在宅時間が一般生活者と比して極端に短く、就寝間際と出勤間際だけに限って照明を使用していたこと、本件当選人が選挙のための資金の必要性を考慮して水道光熱費の節約を図っていたことや、二重生活で生活費が嵩むことへの配慮のため、極力電気を使用せずに生活していた結果であると主張している。

しかし、電気が使用可能な状態であるにも拘らず、8畳の和室の照明を短時間使用したことを除き、他の電化製品や照明を全く使用する必要がなかったとの説明は、平成28年1月の本県の日の出が午前7時頃、日の入りが午後5時頃であることも考慮すると、極めて不自然である。

なお、前住所地における電気使用量は平成27年12月（11月27日から12月25日まで）が1,383kWh、平成28年1月（12月26日から1月28日まで）が1,041kWh、同年2月（1月29日から2月26日まで）が1,326kWh、同年3月（2月27日から3月29日まで）が1,033kWhとなっており、本件当選人が現住所地へ移転したことの裏付けとなるような電気使用量の減少は認められない。

イ 上水道について

現住所地における上水道については、本件当選人の兄が平成28年2月25日に魚津市に使用開始届出を行い、同年2月26日に開栓された。つまり、本件当選人が現住所地に移転した平成28年1月5日から同年2月25日までは上水

道が使用できない状態であった。

この期間の水の使用について本件当選人は以下のとおり主張する。

- (ア) 自炊を行うことはほとんど無く、飲料水はコンビニエンスストア等でミネラルウォーターを購入していた。
- (イ) 現住所地に風呂及びシャワーのための設備は無く、専ら現住所地付近の銭湯を利用していた。また、2回程、勤務先のシャワー設備を利用した。
- (ウ) トイレは基本的に勤務先で済ませており、現住所地のトイレを利用することはほとんど無かった。
- (エ) 現住所地の付近には湧水があり、8個のポリタンクに湧水を汲み、現住所地において手洗い等の雑用水として使用していた。

また、水洗トイレのタンクに汲み置きの水を蓄え若しくは便器内に直接水を注ぐことで排泄物を流していた。

- (オ) 衣類の洗濯については、勤務先で本件当選人の妻に洗濯物を渡し、前住所地において本件当選人の妻が行っていた。

そして、本件当選人は、これらは、二重生活によって生活費が嵩むことや選挙資金を考慮し、現住所地における水道料金を節約するために行ったものであり、また、これらにより上水道を開栓する必要は乏しかったと主張する。

確かに、本件当選人の(ア)の主張については、飲料水の確保にあたって考え得る方法である。また、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の主張についても、本件当選人の勤務先は、現住所地から 300メートル程の距離にあり、湧水や銭湯も現住所地の付近に所在し、本件当選人の妻も同じ勤務先に勤務しており、実行不可能なこととは断じられないが、本件当選人が湧水を汲んでいたことを証明するに足る証拠はなく、節約を目的としていたと主張しているにも拘らず、却って飲料水の購入費用が発生することや、用便の毎にポリタンクから水を注ぎ排泄物を流す労力を考慮すると極めて不自然である。

また、(オ)については、仮にこれが事実であった場合、むしろ、本件当選人が現住所地において日常生活を維持することができず、その生活の一部を前住所地に依拠していたことを窺わせる事情である。

ウ ガスについて

現住所におけるガスは、平成28年2月29日にプロパンガスのボンベが設置されるまでは使用できる状況にはなかった。その結果、現住所地での調理は困難であったが、本件当選人は、現住所地で自炊を行うことはなく、ガスを使用する必要はなかったと主張している。

(2) 暖房器具について

本件当選人は現住所地の暖房器具として石油ストーブを1つ使用し、燃料については、勤務先で販売されている灯油を購入し、前住所地の車庫に置いてあるドラム缶に給油されたものを、本件当選人の妻がポリタンクに移し、現住所地まで運んでいたと主張している。

灯油の購入先や運搬方法等について、一応説明されているが、現住所の所在する魚津市の平成28年1月の平均日最低気温が0.2℃であったことからすれば、現住所が比較的小規模な家屋であることを考慮したとしても、暖房器具が石油ストーブ1つだけで過ごしたとの説明は不自然である。

また、仮にそれが事実であったとしても、灯油の購入、備蓄、運搬にいたるまで、前住所地に居住していた本件当選人の妻の協力が必要であったことも認められる。

(3) 本件当選人宛ての郵便物の配達先について

本件当選人は現住所地に移転するにあたり郵便局に住所変更の届出をしていないことを認めている。前住所地に届いた郵便物を本件当選人の妻がほぼ毎日本件当選人に届けていたため、不自由はなかったと主張している。

(4) 現住所地の複数の近隣住民作成の証明書について

平成28年1月5日以降の本件当選人の現住所地における生活について、現住所地の複数の近隣住民作成の証明書が本件当選人から提出されている。証明書の内容は、新年早々から銭湯を使用していたとか、平成28年1月上旬頃から本件当選人の自動車が駐車されていたとか、1月初め頃から顔を見かけるようになったというものであるが、いずれの証明書もその日時を明確に特定していないことから、本件当選人が現住所地を生活の本拠としていたかを判断するに足る証拠とはなり得ない。

(5) まとめ

以上によれば、本件当選人が現住所地に移転したとする平成28年1月5日から同年2月下旬までは、上水道は閉栓しており、ガスも使用できない状態であった。このことは、人が日常的、恒常的に生活を営む上で必要最低限の行為を自立的に行うための生活基盤を整備していなかったことを示している。

また、電気については、使用できる状態にあったものの、その使用量が極めて少ないことは、実際には日常的に使用する者が存在しなかったことを強く推測させる。

確かに、本件当選人の主張するような水道及びガスを全く使用せず、かつ、電気はごく少量しか使用しない生活は、不可能とは断じられないが、極端に不自然なことであるにも拘らず、そうした生活が現実に行われていたことを裏付ける客観的な証拠は提出されていない。

こうしたことから、少なくとも平成28年1月5日から2月下旬の期間においては、現住所地が本件当選人の生活の本拠であったと認めることはできない。

さらに、仮に、実際、本件当選人が、この期間、本件当選人が主張するような生活をしていたとしても、それは現住所を寝泊りのためだけに使用していたと言うにすぎず、日常生活を維持する拠点であったとか、自立的かつ継続的に生活していたとは認められない。従って、いずれにしても現住所地が本件当選人の生活の本拠であったと認めることはできない。

本件当選人は、平成28年1月5日から同年2月において、前住所地で11泊したと主張していること、また本件当選人が食事、洗濯、郵便物の受取り及び灯油の運搬等の生活の一定部分を前住所地に居住していた本件当選人の妻に依拠していたことを認めていることから、現住所地が本件当選人の客観的な生活の本拠たる実体を具備するに至ったのは、水道及びガスが使用可能となり、一定の電気使用量が確認された平成28年2月下旬以降のことであり、それまでの期間については、本件当選人の住所は、本件当選人の妻が生活し、家財が置かれていた前住所地にあったと解すべきである。

したがって、本件当選人は、平成28年4月17日において引き続き3箇月以上魚津市の区域内に住所を有していたとは認められず、本件当選人は本件選挙における被選挙権を有していなかったものである。

3 結論

以上の審理の結果、本件選挙における本件当選人の当選を無効とする、との裁決を求める申出人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成28年9月30日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一
